

3 (1) 対象事業主と今後の手続きについて

支給決定年月日

事業主様においてご確認をお願いします。

都道府県労働局において確認を行います。

平成23年3月31日以前にある

平成23年4月1日以降にある

支給対象期の末日の翌日が
平成19年4月1日～平成23年3月31日の間にありますか？

いいえ

追加支給の対象にはなりません

はい

当時の支給申請書類、支給決定通知書をお持ちですか？

いいえ

はい

当時の支給決定金額を算出するための
他の関係書類をなにかをお持ちですか？

いいえ

追加支給の対象となることが確認できません。
書類一覧を再度ご確認ください、書類例に類
するものがないか改めてご確認ください。**追加支給の対象となる可能性がありますので、最寄りの労働局のホームページにてお申し出の受け付け開始時期を確認の上で書類をご持参ください。**

現在、支給決定処理を行った各都道府県労働局において、支給決定金額の総点検(再計算)を行っておりますので、事業主様から特段の申し出などは不要となります。

点検の結果、追加支給の対象となった方には各都道府県労働局から追加支給が生じたことの「お知らせ」を順次発送致しますので、しばらくお待ちください。

なお、お知らせの発送状況などについて、4月以降順次各都道府県労働局のホームページ上で周知致します。

【補足説明】

※「支給決定年月日」とは？

事業主様からは支給対象期ごとに支給申請を行っていただいております。その支給対象期ごとに支給決定通知書を労働局から通知しております。その通知書の右上に記載されている年月日をいいます。

なお、事業主様において「支給決定通知書」の保管がない場合、支払いが行われた事実を確認できる書類（預金通称の写し等）から時期を定め一端フロー図を進んで行ってみてください。

※「支給対象期」とは？

連続3か月以上の経済的支援を行った初日（育児休業取得促進措置の場合）又は短時間勤務制度を利用した初日（短時間勤務促進措置の場合）から起算した最初の6か月を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期から第6期までの期間（ただし、育児休業（育児休業取得促進措置の場合）または短時間勤務制度（短時間勤務促進措置の場合）の利用に係る子が出生した日から当該子が3歳に達する日（誕生日の前日）まで）をいいます。